

(会則 参考例)

〇〇〇 (団体名) 会則

(名 称)

第1条 本会は、〇〇〇 (団体名) と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、〇〇〇県内における〇〇〇を〇〇〇することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 〇〇〇をすること
- (2) 〇〇〇を行うこと
- (3) 〇〇〇を開催すること
- (4) 〇〇〇に参加すること

(運営の方針)

第4条 本会は、運営の方針を以下のように定める。

- (1) 〇〇〇をすること
- (2) 〇〇〇を行うこと

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名、 副会長 若干名、 会計 1 名

(役員を選出)

第6条 会長・副会長・会計は総会において選出する。

2 会長及び副会長は会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、会員ごとに月額〇〇〇円とし、毎月5日までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを防げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は、会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。